

香川県農業近代化資金利子補給規程

昭和37年3月3日

農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）に基づく香川県農業近代化資金利子補給規程を次のとおり定める。

香川県農業近代化資金利子補給規程

（利子補給）

第1条 県は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規定の定めるところにより当該近代化資金に係る利子補給金を交付する。

（近代化資金の利子補給率）

第2条 前条の近代化資金の利子補給率は、次のとおりとする。

	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
利子補給率	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第3の2の(3)に基づき通知される利子補給率	同 左	同 左

（利子補給契約書）

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

（利子補給金の額）

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで（上期）及び7月1日から12月31日まで（下期）の各期間における近代化資金につき、各年度の近代化資金利子補給承認番号毎に算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数（閏年にかかわらず365日とする。）で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該近代化資金利子補給承認番号に係る資金に対応する利子補給率の割合で算出した金額の合計額とする。

（利子補給金の支払）

第5条 県は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

（利子補給金の打ち切り等）

第6条 県は、県の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

2 県は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規程又はこの規程に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の

全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第7条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則 (抄)

1 この規程は、昭和37年1月1日から施行する。

〔次項以下略〕

前 文 (抄) (昭和37年6月12日告示第355号)

昭和37年度以降承認に係るものから適用する。

昭和37年4月1日現在で利子補給についての知事の承認の行われている近代化資金についてはなお従前の例による。

途中略

附 則

1 この規程は、平成21年5月27日から施行する。

2 改正後の規程は、平成21年5月27日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行し、平成21年下期分の利子補給金から適用する。

附 則

1 この規程は、平成28年1月21日から施行する。

2 改正後の規程は、平成28年1月21日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成28年2月19日から施行する。

2 改正後の規程は、平成28年2月19日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成28年3月18日から施行する。

2 改正後の規程は、平成28年3月18日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成28年4月20日から施行する。

2 改正後の規程は、平成28年4月20日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成28年7月21日から施行する。

2 改正後の規程は、平成28年7月21日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成28年8月19日から施行する。

2 改正後の規程は、平成28年8月19日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年9月20日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成28年9月20日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年10月20日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成28年10月20日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年11月24日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成28年11月24日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月19日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成28年12月19日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年2月20日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成29年2月20日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月21日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成29年3月21日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年7月20日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成29年7月20日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年8月20日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成30年8月20日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年12月19日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成30年12月19日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年2月21日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成31年2月21日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月18日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和元年12月18日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 2 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 2 年 2 月 20 日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 2 月 21 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 4 年 2 月 21 日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 4 年 3 月 18 日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 4 年 6 月 20 日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 7 月 19 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 4 年 7 月 19 日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 8 月 19 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 4 年 8 月 19 日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 9 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 4 年 9 月 20 日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 10 月 3 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 4 年 10 月 3 日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 7 月 10 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 7 年 7 月 10 日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 8 年 10 月 1 日以降に貸し付けられた近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前の例による。